

令和6年度
第1回 仙台市公共事業再評価監視委員会
次 第

日 時：令和6年11月25日（月）

午前10時00分から

場 所：仙台市役所本庁舎8階第1委員会室

1. 開 会

2. 議 事

<対象事業>

(1) 都市基盤河川改修事業（高野川改修事業）

(2) 都市基盤河川改修事業（笹川上流改修事業）

3. 閉 会

資 料 一 覧

(第1回監視委員会)

資料 1-1	仙台市公共事業再評価実施要綱
資料 1-2	仙台市公共事業再評価監視委員会運営要領
資料 1-3	仙台市公共事業再評価監視委員会委員名簿
資料 2-1	都市基盤河川改修事業（高野川改修事業）
資料 2-2	都市基盤河川改修事業（笹川上流改修事業）

仙台市公共事業再評価実施要綱

(平成10年12月15日市長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、本市が実施する公共事業について、時の経過に伴う社会経済情勢等の変化に応じ、その必要性、効果等を改めて検討し、事業の継続、見直し、休止又は中止についての判断（以下「再評価」という。）及び再評価の結果に基づく適切な対応方針の決定に関し必要な事項を定め、もって公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

(再評価を実施する事業)

第2条 再評価を実施する事業（以下「対象事業」という。）は、本市が実施する公共事業で別表第1に掲げるもの（維持管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 事業に着手後5年目の年度末までにおいて未着工の事業
- (2) 事業に着手後5年目（下水道事業、林野公共事業、農業農村整備事業及び水道施設整備事業にあつては、10年目）の年度末までに完了しない事業
- (3) 再評価実施時から5年間（下水道事業にあつては10年間）が経過後の年度末までにおいて未着工の事業又は当該5年間（下水道事業にあつては10年間）が経過後の年度末までに完了しない事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業の進捗状況、社会経済情勢等を考慮し、再評価が特に必要と市長が認める事業

(再評価の実施時期)

第2条の2 再評価は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める年度において実施するものとする。

- (1) 前条第1号に該当する事業 該当することとなった年度（ただし、林野公共事業にあつては、該当することとなった年度の翌年度）
- (2) 前条第2号及び第3号に該当する事業 該当することとなった年度
- (3) 前条第4号に該当する事業 市長が指定する年度

(公共事業再評価検討委員会)

第3条 再評価を実施し、その結果に基づいて対応方針案を作成するため、仙台市公共事業再評価検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

- 2 検討委員会は、委員長及び委員で組織する。
- 3 委員長は、副市長事務担任規程（平成19年仙台市訓令第7号）の規程により都市整備局に属する事務を担当する副市長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 5 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(対象事業の報告等)

第4条 事業を所管する各部局（地方公営企業の部局を除く。）は、対象事業に該当する事業がある場合には、それぞれ第2条の2に規定する年度において、再評価の実施のため必要な資料を添えて、検討委員会へ報告する。

- 2 地方公営企業管理者は、対象事業に該当する当該地方公営企業の事業がある場合は、それぞれ第2条の2に規定する年度において、検討委員会に対し、必要な資料を添えて、再評価の実

施を申し出ることができる。

(再評価の実施)

第5条 再評価は、前条第1項の規定による報告又は同条第2項の規定による申出があった対象事業について、検討委員会が実施する。

2 再評価を実施する際の観点は、次のとおりとする。

- (1) 事業の進捗状況
- (2) 事業をめぐる社会経済情勢等の変化
- (3) 事業着手時点の費用対効果分析の要因の変化
- (4) コスト縮減、代替案立案等の可能性

3 再評価は、次のいずれかの手法のうちから、対象事業の進捗状況、対象事業を巡る社会経済情勢等を考慮して検討委員会が適切と認めた手法により実施する。

- (1) 検討委員会があらかじめ作成したチェックリストを用いる手法
- (2) 前項各号に規定する観点について詳細な検討を加える手法

4 検討委員会は、前項第1号の手法による再評価を実施した結果、事業着手に至った要因の変化その他対象事業の継続を再検討すべき事情が認められる場合には、当該対象事業について同項第2号の手法による再評価を実施する。

5 検討委員会は、必要に応じ、再評価の実施のため必要な調査、検討等を対象事業の所管部局に行わせる。

6 検討委員会は、国庫補助事業である対象事業の再評価に当たっては、当該対象事業の所管部局に、当該国庫補助事業を所管する国の部局と適宜協議等を行わせ、密接な連携及び調整を図らせる。

(対応方針案の作成)

第6条 検討委員会は、実施した再評価の結果に基づき、対応方針案を作成し、再評価の結果とともに市長（第4条第2項の規定による申出に係る対象事業にあっては、当該申出をした地方公営企業管理者。以下同じ。）に報告する。

2 検討委員会は、前項の対応方針案の作成のため必要な資料の作成、調査、検討、国の所管部局との調整等を、対象事業の所管部局に行わせる。

3 検討委員会は、第1項の対応方針案を作成しようとする場合は、あらかじめ、仙台市公共事業再評価監視委員会の意見を聴かなければならない。ただし、当該対応方針案が、法令等の規定により、その策定、変更等に際して学識経験者、関係住民等の意見を聴くこととされているものである場合には、この限りでない。

4 検討委員会は、仙台市公共事業再評価監視委員会より意見の具申があった場合には、これを最大限尊重し、可能な対応方針を検討する。

(対応方針の決定及び公表)

第7条 市長は、前条第1項の規定による報告に基づき、再評価を実施した対象事業について対応方針を決定する。

2 市長は、前項の対応方針を決定した場合には、速やかに、当該対象事業に係る再評価の結果及びその根拠並びに当該対応方針を決定した経緯とともに公表する。

(公共事業再評価監視委員会)

第8条 第6条第1項の規定により検討委員会が作成する対応方針案を審議するため、仙台市公共事業再評価監視委員会（以下「監視委員会」という。）を設置する。

2 監視委員会は、検討委員会が再評価を実施した全ての事業の対応方針（原案）について審議

を行う。

- 3 監視委員会は、前項の規定による審議の結果、第6条第4項の原案に不適切な点又は改善すべき点があると認める場合には、検討委員会に対し、その理由を付して意見の具申を行う。
- 4 監視委員会は、委員9人以内で組織する。
- 5 委員は、公共事業をめぐる社会経済情勢に関し優れた知識及び経験を有し、公共事業の実施に関する施策について公正な判断をすることができる者のうちから、市長が委嘱する。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 監視委員会に、委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 9 監視委員会は、審議の参考とするため、専門の事項を調査検討する専門部会を置くことができる。
- 10 専門部会は、部会長及び専門委員をもって組織する。
- 11 部会長は、委員長の指名する委員をもってあてる。
- 12 専門委員は、部会長が推薦し、監視委員会が承認した者をもってあてる。
- 13 専門委員は、当該専門の事項に関する調査検討が終了したときは、解任されるものとする。
- 14 監視委員会の庶務は、都市整備局技術管理室において処理する。
- 15 前各項に定めるもののほか、監視委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が監視委員会に諮って定める。

(その他)

第9条 各事業所管部局は、本要綱に基づき、各事業ごとの再評価についての実施要綱の細目を定める。

附 則

この要綱は、平成10年12月15日から実施する。

附 則 (平成11年 1月22日改正)

この改正は、平成11年 1月22日から実施する。

附 則 (平成13年 3月23日改正)

この改正は、平成13年 4月 1日から実施する。

附 則 (平成13年10月 5日改正)

(実施期日)

1 この改正は、平成13年10月 5日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の仙台市公共事業再評価実施要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に実施する事業の継続、見直し、休止又は中止についての判断（以下「再評価」という。）から適用し、同日前に実施した再評価については、なお従前の例による。

附 則 (平成15年 3月31日改正)

この改正は、平成15年 4月 1日から実施する。

附 則（平成 15 年 9 月 3 日改正）
この改正は、平成 15 年 9 月 3 日から実施する。

附 則（平成 16 年 7 月 14 日改正）
この改正は、平成 16 年 7 月 14 日から実施する。

附 則（平成 17 年 1 月 31 日改正）
この改正は、平成 17 年 1 月 31 日から実施する。

附 則（平成 17 年 3 月 30 日改正）
この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日改正）
この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 19 年 5 月 1 日改正）
この改正は、平成 19 年 5 月 1 日から実施する。

附 則（平成 19 年 7 月 25 日改正）
この改正は、平成 19 年 7 月 25 日から実施する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日改正）
この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 22 年 10 月 1 日改正）
（実施期日）

1 この改正は、平成 22 年 10 月 1 日から実施する。

（経過措置）

2（1）平成 22 年度に、事業着手後 10 年間が経過して継続中の事業については、平成 22 年度までに再評価を実施する。

（2）前項に規定する事業、林野公共事業、農業農村整備事業及び水道施設整備事業を除き、平成 22 年度に、事業着手後 5 年間が経過した時点で継続中の事業及び 5 年間を超過している事業については、平成 23 年度末までに再評価を実施する。

附 則（平成 23 年 5 月 1 日改正）
この改正は、平成 23 年 5 月 1 日から実施する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日改正）
この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

別表第 1 (第 2 条関係) 再評価の対象事業

事業名		再評価を実施する事業単位
住宅市街地総合整備事業		整備計画の単位とする。
住宅市街地基盤整備事業		事業採択を行う際の施設単位とする。
都市公園等事業		整備事業箇所単位とする。
下水道事業		(事業箇所毎の全体計画を対象とする。) 汚水は処理区単位, 分流式の雨水は排水区単位とする。 ただし, 一連の整備効果を発現する排水区については, 複数のものを組み合わせることも可能とする。 また, 都市下水路事業については, 事業箇所単位とする。
土地区画整理事業		事業採択を行う際の箇所単位とする。 ただし, 複数箇所の組み合わせも可能とする。
河川事業		一連の整備効果を発現する区間単位とする。 ただし, 必要に応じて分割可能とする。
道路事業	国道の新設・改築事業	事業採択を行う際の区間又は箇所単位とする。 ただし, 複数箇所の組み合わせも可能とする。
	県道の新設・改築事業	
	市道(都市計画決定されているものに限る。)の新設・改築事業	
街路事業		
市街地再開発事業		事業採択を行う際の箇所単位とする。 ただし, 複数箇所の組み合わせも可能とする。
都市・幹線鉄道事業		事業採択を行う際の箇所単位とする。
鉄道防災		事業採択を行う際の箇所単位とする。
林野公共事業		事業採択を行う際の箇所単位とする。
農業農村整備事業		事業採択を行う際の箇所単位とする。
水道施設整備事業		事業採択を行う際の施設単位とする。

別表第 2 (第 3 条関係)

検討委員会の委員

委 員	総 務 局 長
	まちづくり政策局長
	財 政 局 長
	経 済 局 長
	都 市 整 備 局 長
	建 設 局 長
	水道事業管理者
	交通事業管理者
	青 葉 区 長
	宮 城 野 区 長
	若 林 区 長
	太 白 区 長
	泉 区 長

仙台市公共事業再評価監視委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、仙台市公共事業再評価監視委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長の職務)

第2条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員長は、委員会の会議を召集する。

2 委員長は、委員会を召集しようとするときは、委員会の日時、場所及び審議すべき事項を定め、会議を開く日の15日前までに委員に対して文書により通知しなければならない。

3 委員は、会議に出席できないときは、あらかじめその旨を委員長に届け出なければならない。

4 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

5 委員会は、委員長及び委員の過半数の出席がなければ、その会議を開くことができない。

(資料の説明)

第4条 議長は、必要と認めるときは、委員以外の関係者を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(会議の公開)

第5条 会議は公開とする。ただし、議長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人の数を制限することができる。

(採決)

第6条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事録の作成)

第7条 委員会の事務局は、委員会により定められた2以上の委員が署名捺印した議事録を作成し、保管する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成11年 1月13日から実施する。

附 則（平成26年10月29日改正）

この改正は、平成26年10月29日から実施する。

仙台市公共事業再評価監視委員会委員名簿

氏 名	経 歴 等
委 員 いとう りょう 伊藤 亮	東北大学大学院情報科学研究科 准教授 (学識経験者, 都市・地域経済学)
委 員 うと あきひろ 宇都 彰浩	宇都・山田法律事務所 (弁護士)
委 員 こうの たつひと 河野 達仁	東北大学大学院情報科学研究科 教授 (学識経験者, 都市・交通経済学)
委 員 しょうじ まき 庄子 真岐	石巻専修大学経営学部経営学科 教授 (学識経験者, 地域計画・観光学)
委 員 すずき こうじ 鈴木 弘二	株式会社鈴木弘人設計事務所 代表取締役 所長 (一級建築士)
委 員 みずの ゆき 水野 由貴	水野由貴公認会計士事務所 公認会計士 (公認会計士)
委 員 やまもと ことえ 山本 琴枝	有限会社ケー・ワイ不動産企画 代表 (経済界)
委 員 わかばやし みどり 若林 緑	東北大学大学院経済学研究科 教授 (学識経験者, 福祉経済・家族経済学)

(敬称略, 五十音順)

委 嘱 期 間 令和 6年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日 まで

都市基盤河川改修事業(高野川)

令和6年度 再評価対象事業リスト (河川事業)

事業名 都市基盤河川改修事業 (高野川改修事業)

事業の目的・内容	事業の進捗状況				事業を巡る社会・地元情勢の変化	事業の状況及び今後の見通し	費用対効果に係る要因の変化の有無 費用対効果(B/C)	対応方針 (案)	備考
	全体(変更後)		R6年度						
<p>【事業名】 都市基盤河川改修事業(高野川)</p> <p>【事業の目的】 当事業は 治水:(市民の安全を守る) 利水:(市民の生活を支える) 環境:(市民の生活をうるおす)</p> <p>の河川に求められている機能の確保に 的確に応えるため、治水安全度の向上 により浸水被害を低減させるとともに、 河川環境の保全を図るものである。</p> <p>【事業の内容】 ・ 改修延長 L=3,830m ・ 治水安全度 1/30 ・ 計画降雨強度 94.6mm/hr</p> <p>※1/30:毎年1年間にその規模を超える 洪水が発生する確率が1/30(3.3%)で ある。</p>	事業着手 年度	昭和48年度	R6迄 事業費(D)	65.2億円	<p>近年の気候変動による激甚化、頻発化する豪雨災害発生を受け、以前にも増して市民の防災への意識が高まっている。</p> <p>都市化の進展による流域全体の雨水浸透能力の低下や気候変動による降雨量の増加に伴い、河川への雨水の流出量が大幅に増加する傾向となっている。</p>	<p>市道横断箇所ボトルネック部を解消するため、安行寺橋の架け替えを進めているが、関係地権者との協議や用地取得交渉が著しく難航したことから、大幅な事業期間の見直し等計画に変更が生じた。</p> <p>計画法線の一部を見直し橋梁及び河川設計を修正する等、河川隣接者との調整や関係地権者との用地交渉を粘り強く続けた結果、橋梁の架け替えに要する用地取得を令和4年度に完了するに至っている。</p> <p>その後、橋梁架け替えの対応として現道を切り替える必要があることから、令和4年度より仮設道路の整備に着手し、並行してガス、水道、電力及びN・T・T等各地下埋設物の移設を進め、令和5年度に仮設道路整備が完了した。</p> <p>今後は、令和6年度完了を予定している下水道施設の移設工事が完了次第、安行寺橋の架け替えに着手する。また、上流で市道を横断している4箇所の橋梁も、ボトルネック解消のため架け替えを進める。</p> <p>なお、宅地化の進んだ上流部において用地交渉の難航が想定されるほか、安行寺橋における用地交渉の著しい難航による大幅な事業期間の見直しが生じたことから、事業期間を10年延伸する。</p> <p>計画: ~令和24年完成</p>	<p>事業全体のB/C B=393.9億円 C=357.8億円 B/C=1.10</p> <p>一年遅れた場合のB/C B=393.3億円 C=357.2億円 B/C=1.10</p> <p>現時点までのB/C B=351.7億円 C=342.1億円 B/C=1.03</p> <p>来年度から完了のB/C B=32.2億円 C=15.2億円 B/C=2.12</p>	事業継続	※R1年度再評価実施
	用地買収		R6迄						
	着手年度	昭和48年度	用地費(E)	28.3億円					
	工事着手年度	昭和51年度	R6迄						
	工事費(F)		工事費(F)	36.9億円					
	完了予定年度	令和24年度							
	全体事業費(A)	85.3億円	全体進捗率(D/A)	76.47%					
	全体用地費(B)	34.9億円	用買進捗率(E/B)	81.09%					
	全体工事費(C)	50.4億円	工事進捗率(F/C)	73.21%					
	全体計画	延長3,830m 面積4.42km ²	供用延長・整備率等	2,224m 58.10%					

令和6年度 再評価対象事業の問題点等（河川事業）

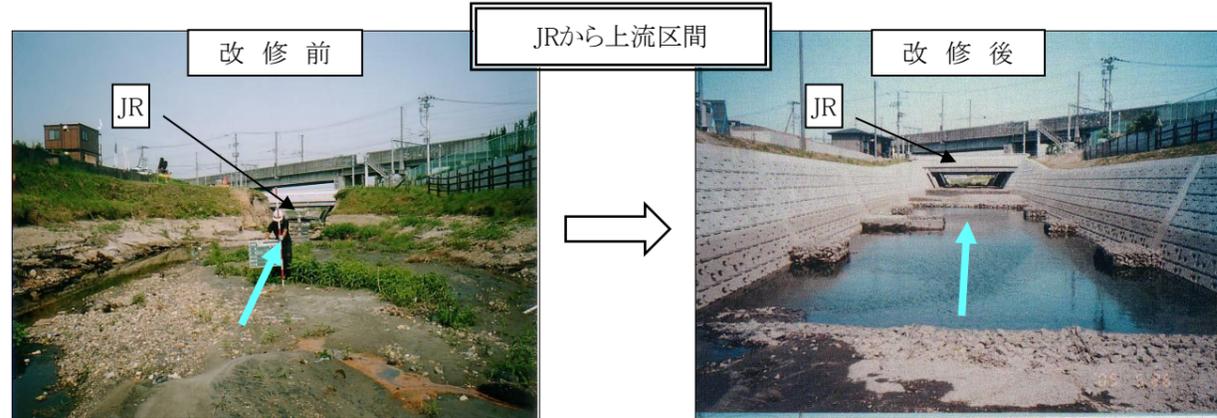
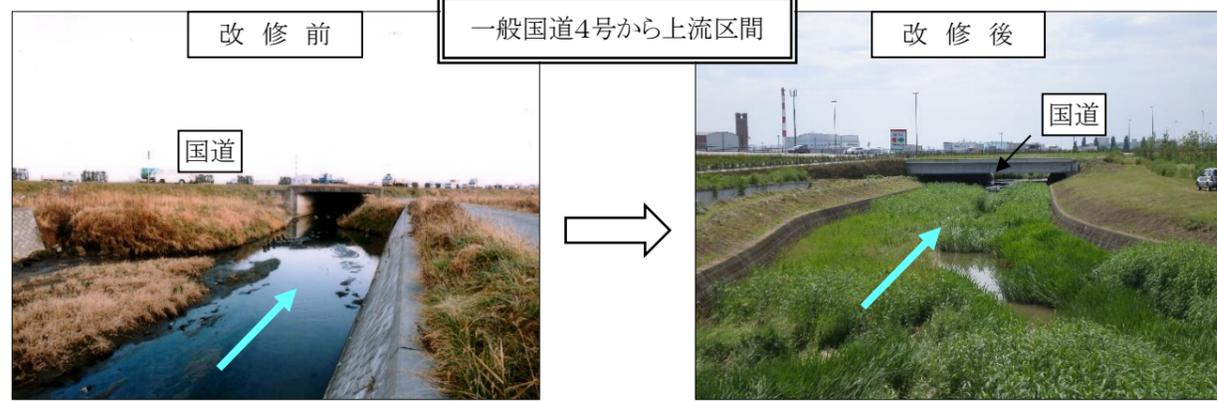
事業名 都市基盤河川改修事業 高野川

これまでの主な事業経過	事業の遅延理由(問題点)等	問題解決までの経過	当面の課題(問題点)等	問題への対応及び今後の見通し	その他
	処 理 済	平成21年度	今 後	平成21年度	
<p>二級河川七北田川水系高野川は、昭和48年度に宮城県からの受託事業として本市が下流より改修に着手し、その後昭和63年の河川法の改正により、都市基盤河川として改修事業を進めている。</p> <p>総事業費:85.3億円 改修延長:3,830m</p> <p>・平成12年度に、JR東日本旅客鉄道株式会社との間で、JR東北本線の橋梁改築に関する協定を締結し、平成16年度に橋梁工事が完了している。</p> <p>・平成13年度に、国土交通省仙台河川国道事務所との間で、一般国道4号仙台バイパスの橋梁改築に関する協定を締結し、平成17年度に改築工事が完了している。</p>	<p>公共事業費の大幅な削減に伴い、都市基盤河川改修の補助事業費が、平成15年度と比較して平成19年度は1/10になっている。</p> <p>このことが本事業の遅延の最大の理由である。</p>	<p>当該事業は笹川と2河川で進めており、限られた予算で事業進捗と効果を上げるため、年度ごとに2河川で優先順位を決め、予算を配分しながら事業展開を図ってきた。</p>	<p>公共事業費の大幅な削減が、事業の進捗に大きな影響を及ぼしている。</p>	<p>河川整備が遅れることによって、守るべき財産(人命、家屋等)が危険にさらされることから、事業の重要性を訴え、予算の確保を関係機関にはたらきかける。</p>	<p>環境に配慮した多自然型川づくりを実施している。</p>
	<p>・JR東北本線及び国道4号仙台バイパスの横断部の橋梁改築に係る関係機関との協議に時間を要し事業着手が遅れた。</p>	<p>JR東北本線横断部の橋梁改築については、平成12年度にJR東日本旅客鉄道株式会社と橋梁改築に関する協定を締結し、平成16年度に工事が完了している。</p> <p>また、国道4号仙台バイパスの橋梁改築については、平成13年度に国土交通省仙台河川国道事務所との間で、協定を締結し、平成17年度に改築工事が完了している。</p>	<p>住宅密集地における用地買収及び物件移転交渉に時間を要するため、事業用地を確保できない。</p>	<p>地元に対し、事業の趣旨について十分な説明を行い理解を求めるとともに、事業用地の取得において権利者の移転(買収)後の居住や事業活動が支障なく継続できるように努める。</p>	
	<p>処 理 済</p> <p>平成26年度</p>	<p>東日本大震災による復興事業を最優先させるため、都市基盤河川改修事業を縮小したことから、事業の進捗が遅れた。</p>	<p>当該事業は笹川と2河川で進めており、限られた予算で事業進捗と効果を上げるため、年度ごとに2河川で優先順位を決め、予算を配分しながら事業展開を図ってきた。</p>	<p>改修工事が進まない中、近年多発している局地的大雨等による未改修区間での浸水被害の発生は否めない状況にある。</p>	
<p>・現在、七北田川水系梅田川との合流地点から上流の区間2,224mが完成している。</p> <p>※1/30 : 毎年1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/30(3.3%)である。</p>	<p>処 理 済</p> <p>令和元年度</p>	<p>令和元年度で災害復旧事業が完了する予定となった。</p>	<p>ボトルネックとなっている橋梁の架け替えに際し、隣接する権利者より事業協力が得られていない。</p>	<p>令和元年度</p>	<p>環境に配慮した多自然川づくりを実施している。</p>
	<p>東日本大震災による復興事業、及び平成27年9月の関東・東北豪雨にかかる災害復旧事業を最優先させるため、河川改修事業を縮小したことから、事業の進捗が遅れた。</p>	<p>計画法線の一部見直しを行い、橋梁及び河川の修正設計を実施するとともに、地権者との交渉を粘り強く進め、懸案であった安行寺橋架け替えに要する用地取得を完了した。また、各埋設物管理者との移設調整を積極的に行い、円滑な移設工事の進捗を図った。</p>	<p>既存の橋梁箇所がボトルネックとなっているため、河川改修を進めるうえでは計画的な架け替えを推進する必要があるが、安行寺橋より上流区間に4橋の橋梁があることから、用地取得に係る関係地権者との交渉や地下埋設物管理者との協議・調整に安行寺橋と同様に長期間を要する可能性がある。また、橋梁架け替えに係る所要の事業費確保が困難となることが想定される。</p>	<p>権利者の協力が得やすい条件となるよう、河川及び橋梁の整備計画を見直し、権利者との早期合意に向けて再度交渉にあたる。</p>	
<p>令和6年度</p>		<p>令和6年度</p>		<p>その他</p>	
<p>ボトルネック箇所の解消のため実施する安行寺橋の架け替えに際し、関係地権者との補償内容等に関する用地取得交渉に長期にわたり期間を要したこと、また、各地下埋設物の移設工事調整に不測の時間を要したことから、工事着手が大幅に遅れた。</p>	<p>計画法線の一部見直しを行い、橋梁及び河川の修正設計を実施するとともに、地権者との交渉を粘り強く進め、懸案であった安行寺橋架け替えに要する用地取得を完了した。また、各埋設物管理者との移設調整を積極的に行い、円滑な移設工事の進捗を図った。</p>	<p>既存の橋梁箇所がボトルネックとなっているため、河川改修を進めるうえでは計画的な架け替えを推進する必要があるが、安行寺橋より上流区間に4橋の橋梁があることから、用地取得に係る関係地権者との交渉や地下埋設物管理者との協議・調整に安行寺橋と同様に長期間を要する可能性がある。また、橋梁架け替えに係る所要の事業費確保が困難となることが想定される。</p>	<p>用地取得関係については、4橋全ての対象地権者数や補償対象等全体の事業量を把握し、取得計画を作成のうえ用地交渉を行う等、課題整理を早急に進める。また、関係地下埋設物管理者との協議・調整を円滑化するため、適宜、調整会議等を開催し、予め問題点を把握のうえ調整・解決を図る等進め方を工夫する。</p> <p>さらに、市全体の河川事業の進捗状況や当河川の年次計画等を総合的に見極めたうえで、所要の事業費が確保できるよう、引き続き執行管理を徹底する。</p>	<p>環境に配慮した多自然川づくりを実施している。</p>	

都市基盤河川改修事業 高野川 整備状況

事業名 都市基盤河川改修事業 高野川

○ 事業の実績、整備状況について



○ 整備スケジュールについて (明確なスケジュールを明記)

事業内容	評価年度	平成												令和																													
		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
工事 (1/30)	H31	[Grey]																																									
	R6	[Blue]																																									
用地取得・補償等交渉	H31	[Grey]																																									
	R6	[Blue]																																									
		東日本大震災												関東東北豪雨																													
		橋梁架け替え												川前橋 燕沢橋 燕沢中央橋 小田原燕沢線橋																													

(県道仙台松島線から上流部)
 安行寺橋下流側は整備済み区間であることから、既存の橋梁部がボトルネック箇所となっており、大雨時、上流部の急激な水位上昇を招くなど被害発生リスクが高まる要因となっているため、架け替え事業を進めているところである。現在、橋梁架け替えに向けた仮設道路整備が完了し、R6年度より橋梁架け替え工事に着手する。

【事業実績】

- 河川整備計画延長 : L=3, 830m
- 令和6年度までの整備延長 : L=2, 224m
- 令和6年度までの進捗率 : 58.1% (事業延長比)

○ 費用対効果算定根拠及び1年遅れた場合の便益の差について

	事業全体を実施 (継続した場合)	R6年度まで実施 (中止した場合)	残事業 (R7年度以降)	全体事業が1年遅れた場合
総便益 B (億円)	393.9	351.6	32.2	393.3
総費用 C (億円)	357.8	342.1	15.2	357.2
純現在価値 B-C (億円)	36.1	9.6	17.1	36.1
費用便益比 B/C	1.10	1.03	2.12	1.10
1年遅れた場合の便益の差 (百万円)	-	-	-	-60.3



【事業が遅れることによる社会的影響】
 近年、気候変動による豪雨災害が全国各地で頻発している。河川整備が遅れることにより、浸水被害のリスク低減を図れないため、人命や家屋等の財産が危険な状態にさらされることになる。

事業に及ぼした影響とその対応（河川事業）

事業名 都市基盤河川改修事業 高野川

事業進捗(スケジュール)や事業費への影響の内容	影響を及ぼす要因の発生状況	影響(経緯)及びその度合	対応	知見等	その他
平成21年度					
<ul style="list-style-type: none"> 河川改修の進捗 予算の削減 用地取得の進捗 	<ol style="list-style-type: none"> 各関係機関との協議・調整に期間を要した。 河川の事業費が減少している。 用地買収の交渉が難航している。 	<ol style="list-style-type: none"> 各関係機関との協議・調整に期間を要したため、事業着手が遅れた。 H15から急激に河川の事業費が落ち込んだことから、河川改修の進捗率に影響がでた。 市街地における、用地・補償の交渉にあたっては、地権者の条件に配慮しながら行っていること、また、境界確定においては各種情報の整理も必要なことから、事業の遅れが生じている。 	<ol style="list-style-type: none"> H12～H17で、ボトルネックとなっていた区間が解消され、H19までには下流から2,158mの区間(梅田川合流地点から県道仙台松島線)が、治水安全度1/30で完成した。 筑川と高野川の両河川の改修内容の違いや用地取得の進捗状況を見据え、効率的な予算の配分をしながら進めていく。 県道仙台松島線から上流部の用地交渉をH18より進めている。 	<ol style="list-style-type: none"> 事業着手まで時間を要する場合は再度、地元に対し事業についての説明会等を実施し、河川改修の必要性や重要性に理解と協力を得ていかなければならない。 当該事業は筑川と高野川の両河川で進めており、早期に効果が発現できるように予算の効率的配分を図る必要がある。 速やかな事業用地の取得を行うためには、権利者の生活再建のための調査や、きめ細い配慮が不可欠である。 	
平成26年度					
<ul style="list-style-type: none"> 河川改修の進捗 用地取得の進捗 	<ol style="list-style-type: none"> 東日本大震災 用地買収の交渉が難航している。 	<ol style="list-style-type: none"> 東日本大震災により、復興事業を優先させることから、河川改修の進捗に影響が出た。 市街地における、用地・補償の交渉にあたっては、地権者の条件に配慮しながら行っていること、また、境界確定においては各種情報の整理も必要なことから、事業の遅れが生じている。 	<ol style="list-style-type: none"> 筑川と高野川の両河川の改修内容の違いや、用地取得の進捗状況を見据え、効率的な予算の配分をしながら進めていく。 県道仙台松島線から上流部の用地交渉をH18より進めている。 	<ol style="list-style-type: none"> 当該事業は筑川と高野川の両河川で進めており、早期に効果が発現できるように、予算の効率的配分を図る必要がある。 速やかな事業用地の取得を行うためには、権利者の生活再建のための調査や、きめ細い配慮が不可欠である。 	
令和元(平成31)年度					
<ul style="list-style-type: none"> 河川改修の進捗 用地取得の進捗 	<ol style="list-style-type: none"> 東日本大震災及び平成27年9月の関東・東北豪雨災害 用地買収の交渉が難航している。 	<ol style="list-style-type: none"> 東日本大震災及び平成27年の豪雨災害により、復興・復旧事業を優先させたことから、河川改修の進捗に影響が出た。 権利者との交渉が難航していることから、事業に遅れが生じている。 	<ol style="list-style-type: none"> 令和元年度で災害復旧事業が完了する予定であることから、引き続き改修事業を進めていく。 権利者の協力が得やすい条件となるよう、河川及び橋梁の整備計画を見直し、権利者との早期合意に向けて再度交渉にあたる。 	<ol style="list-style-type: none"> 地元に対し事業についての説明会等を実施し、河川改修の必要性や重要性に理解と協力を得ていかなければならない。 速やかな事業用地の取得を行うためには、権利者の生活再建のための調査や、きめ細い配慮が不可欠である。 	
令和6年度					
<ul style="list-style-type: none"> 河川改修の進捗 用地取得の進捗 河川改修の進捗 用地取得の進捗 事業費への影響 	<ol style="list-style-type: none"> 橋梁(安行寺橋)の架け替えに際し、関係地権者との用地取得交渉や地下埋設物の移設調整に時間を要している。 安行寺橋より上流区間に位置する橋梁4橋においても架け替えを推進する必要がある。 安行寺橋より上流区間に位置する橋梁4橋においても架け替えを推進する必要がある。 	<ol style="list-style-type: none"> 関係地権者との補償内容等に関する用地取得交渉に長期間を要したこと、また、各地下埋設物の移設工事調整に不測の時間を要したことから、工事着手が大幅に遅れた。 架け替えに際し用地取得に係る関係地権者との交渉や地下埋設物管理者との協議・調整に安行寺橋と同様に長期間を要する可能性がある。 橋梁4橋の架け替えに係る所要の事業費確保が困難となることが想定される。 	<ol style="list-style-type: none"> 計画法線の一部見直しや、橋梁及び河川の修正設計を実施するとともに、地権者との交渉を粘り強く進め、安行寺橋架け替えに要する用地取得を完了した。また、各埋設物管理者との移設調整に積極的に関与し、円滑な移設工事の進捗を図った。 用地取得関係については、4橋全ての対象地権者数や補償対象等全体の事業量を把握し、取得計画を作成のうえ用地交渉を行う等、課題整理を早急に進める。また、関係地下埋設物管理者との協議・調整を円滑化するため、適宜、調整会議等を開催し、予め問題点を把握のうえ調整・解決を図る等進め方を工夫する。 市全体の河川事業の進捗状況や当河川の年次計画等を総合的に見極めたうえで、所要の事業費が確保できるよう、引き続き執行管理を徹底する。 	<ol style="list-style-type: none"> 速やかな事業用地の取得を行うためには、関係する地権者に対して事業の必要性を詳細に説明する等、丁寧な対応が必要となる。また、改修事業に支障となる地下埋設物については、事前協議等を適時・的確に行うことに加え、各埋設物全体の移設工程を把握し、常にフォローアップを図ることが重要である。 速やかな事業用地の取得を行うためには、関係する地権者や地下埋設物管理者との事前協議等を適時・的確に行うことに加え、補償の内容等に対してきめ細い配慮が不可欠である。 当河川改修事業に遅れが生じないよう、市全体の河川事業の進捗状況や当河川の年次計画等を総合的に見極めたうえで、所要の事業費を確保することが重要である。 	

令和6年度再評価対象事業の経過報告（河川事業）

番号	事業名	事業の目的・内容	事業の進捗状況				問題点と対応状況		その他
			全体		H14年度(再評価時)		令和6年度の問題点	問題点への対応状況	
都市基盤河川改修事業 高野川	【事業の目的】 当事業は、現況において流下能力不足及び河川が蛇行している区間の改修を進め、30年に1度の割合で発生する洪水に対処できる治水安全度を確保して、沿川の宅地や農地等の浸水被害を解消することを目的とする。 【事業の内容】 改修延長:1=3,830m 治水安全度:1/30	事業着手年度	昭和48年度	H14迄事業費(D)	47.2億円	1. ボトルネック箇所の解消のため実施する安行寺橋の架け替えに際し、関係地権者との補償内容等に関する用地取得交渉に長期間を要した。 2. 各地下埋設物の移設工事調整に不測の時間を要したことから、工事着手が大幅に遅れた。	1. 計画法線の一部見直しを行い、橋梁及び河川の修正設計を実施するとともに、地権者との交渉を粘り強く進め、懸案であった安行寺橋架け替えに要する用地取得を完了した。 2. 各埋設物管理者との移設調整を積極的に行い、円滑な移設工事の進捗を図った。		
		用地買収着手年度	昭和48年度	H14迄用地費(E)	21.0億円				
		工事着手年度	昭和51年度	H14迄工事費(F)	21.9億円				
		完了予定年度	平成20年度						
		全体事業費(A)	84.4億円	全体進捗率(D/A)	56.00%				
		全体用地費(B)	34.9億円	用買進捗率(E/B)	60.30%				
		全体工事費(C)	49.5億円	工事進捗率(F/C)	44.20%				
		全体計画	延長3,830m 面積4.42k㎡	供用延長・整備率等	1,932m 50.40%				
		事業計画等の変更 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 (変更内容)		全体(変更後)				H19年度	
		完了予定年度:平成44年度	事業着手年度	昭和48年度	R19迄事業費(D)			61.2億円	
			用地買収着手年度	昭和48年度	R19迄用地費(E)			25.5億円	
			工事着手年度	昭和51年度	R19迄工事費(F)			35.3億円	
	完了予定年度		平成44年度						
	全体事業費(A)		84.4億円	全体進捗率(D/A)	72.50%				
	全体用地費(B)		34.9億円	用買進捗率(E/B)	73.10%				
	全体工事費(C)		49.5億円	工事進捗率(F/C)	71.30%				
	全体計画		延長3,830m 面積4.42k㎡	供用延長・整備率等	2,158m 56.34%				
	事業計画等の変更 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 (変更内容)		全体(変更後)		H26年度				
	全体事業費85.3億円		事業着手年度	昭和48年度	H26迄事業費(D)	61.9億円			
			用地買収着手年度	昭和48年度	H26迄用地費(E)	25.9億円			
			工事着手年度	昭和51年度	H26迄工事費(F)	36.0億円			
		完了予定年度	平成44年度						
		全体事業費(A)	85.3億円	全体進捗率(D/A)	72.57%				
		全体用地費(B)	34.9億円	用買進捗率(E/B)	74.21%				
		全体工事費(C)	50.4億円	工事進捗率(F/C)	71.43%				
		全体計画	延長3,830m 面積4.42k㎡	供用延長・整備率等	2,224m 58.10%				
		事業計画等の変更 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 (変更内容)		全体(変更後)		R1(H31)年度			
			事業着手年度	昭和48年度	R1(H31)迄事業費(D)	62.3億円			
			用地買収着手年度	昭和48年度	R1(H31)迄用地費(E)	26.2億円			
			工事着手年度	昭和51年度	R1(H31)迄工事費(F)	36.1億円			
	完了予定年度		令和14年度						
	全体事業費(A)		85.3億円	全体進捗率(D/A)	73.80%				
	全体用地費(B)		34.9億円	用買進捗率(E/B)	75.00%				
	全体工事費(C)		50.4億円	工事進捗率(F/C)	72.90%				
	全体計画		延長3,830m 面積4.42k㎡	供用延長・整備率等	2,224m 58.10%				

都市基盤河川改修事業(笹川上流)

令和6年度 再評価対象事業リスト (河川事業)

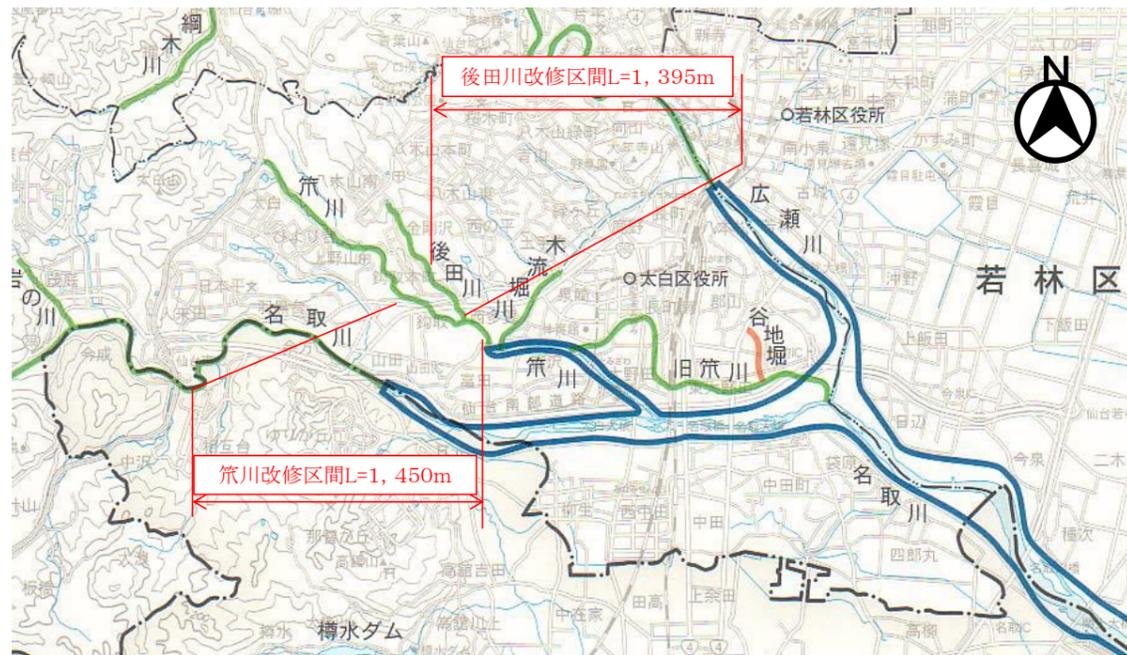
事業名 都市基盤河川改修事業(筑川上流改修事業)

事業の目的・内容	事業の進捗状況				事業を巡る社会・地元情勢の変化	事業の状況及び今後の見通し	費用対効果に係る要因の変化の有無 費用対効果(B/C)	対応方針 (案)	備考
	全体		H14年度						
【事業名】 都市基盤河川改修事業(筑川上流) 【事業の目的】 当事業は 治水:(市民の安全を守る) 利水:(市民の生活を支える) 環境:(市民の生活をうるおす) の河川に求められている機能の確保に的確に応えるため、治水安全度の向上により浸水被害を低減させるとともに、河川環境の保全を図るものである。 【事業の内容】 ・改修延長 L=2,845m 筑川:L=1,450m 後田川:L=1,395m ・治水安全度 1/30 ・計画降雨強度 76.6mm/hr ※1/30:毎年1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/30(3.3%)である。	事業着手年度	平成元年度	H14迄 事業費(D)	29.3億円	①過去の被災状況 昭和61年台風10号、平成2年9月台風19号、平成6年9月集中豪雨、最大浸水被害:平成2年9月19~20日、最大浸水戸数273戸、最大農地浸水面積0.9ha、公共施設等(国道286号) ②地域開発の状況 土地区画整理事業「山田鉤取(8.9ha)」ミニ開発(32箇所)、仙台市公共下水道計画「名取川左岸排水区」雨水幹線の整備。 ③他事業との調整 都市計画道路(仙台市)改築に伴う市道橋梁架け替えに関する協議。 ④環境への影響 地域の自然環境に配慮し、多自然型の河道改修計画で整備を行っている。 ⑤地域の協力体制等 太白区蜷の里づくり協議会による「蜷の里づくり事業(平成2年度から)、筑川環境美化推進協議会による定期清掃、流域の巡視等の実施、仙台市河川愛護の啓蒙、自然環境保全(筑川他9河川)、仙台市立上野山小学校による水辺の環境調査、および筑川美化清掃活動。	都市基盤河川改修事業により、平成元年度に事業に着手し、現在筑川についてはL=1,450mのうち約1,370m、後田川についてはL=1,395mのうち約500mの改修(治水安全度1/30)が完了している。 事業は、平成15年度までに筑川全区間の改修を完了させ、引き続き後田川の改修を行い、平成17年度には、後田川全区間の改修を完了させる予定である。 筑川 ~平成15年度完成 後田川 平成13~17年度完成	事業全体のB/C B=64.5億円 C=43.4億円 B/C=1.4	事業継続	※H10年度再評価実施
	用地買取着手年度	平成元年度	H14迄 用地費(E)	13.0億円					
	工事着手年度	平成3年度	H14迄 工事費(F)	13.7億円					
	完了予定年度	平成17年度							
	全体事業費(A)	43.7億円	全体進捗率(D/A)	67.00%					
	全体用地費(B)	18.1億円	用買進捗率(E/B)	72.00%					
	全体工事費(C)	25.6億円	工事進捗率(F/C)	53.50%					
	全体計画	延長2,845m 面積9.36k㎡	供用延長・整備率等	1,868m 65.70%					
	全体(変更後)		H19年度						
	事業着手年度	平成元年度	H19迄 事業費(D)	30.8億円					
	用地買取着手年度	平成元年度	H19迄 用地費(E)	14.4億円					
	工事着手年度	平成3年度	H19迄 工事費(F)	16.4億円					
	完了予定年度	平成38年度							
	全体事業費(A)	43.7億円	全体進捗率(D/A)	70.30%					
	全体用地費(B)	18.1億円	用買進捗率(E/B)	79.40%					
全体工事費(C)	25.6億円	工事進捗率(F/C)	63.90%						
全体計画	延長2,845m 面積9.36k㎡	供用延長・整備率等	1,870m 65.70%						
全体(変更後)		H26年度							
事業着手年度	平成元年度	H26迄 事業費(D)	31.7億円						
用地買取着手年度	平成元年度	H26迄 用地費(E)	14.6億円						
工事着手年度	平成3年度	H26迄 工事費(F)	17.1億円						
完了予定年度	平成38年度								
全体事業費(A)	43.7億円	全体進捗率(D/A)	72.54%						
全体用地費(B)	18.1億円	用買進捗率(E/B)	80.66%						
全体工事費(C)	25.6億円	工事進捗率(F/C)	66.80%						
全体計画	延長2,845m 面積9.36k㎡	供用延長・整備率等	1,893m 66.54%						
全体(変更後)		R1(H31)年度							
事業着手年度	平成元年度	R1(H31)迄 事業費(D)	31.8億円						
用地買取着手年度	平成元年度	R1(H31)迄 用地費(E)	14.6億円						
工事着手年度	平成3年度	R1(H31)迄 工事費(F)	17.2億円						
完了予定年度	令和8年度								
全体事業費(A)	43.7億円	全体進捗率(D/A)	72.80%						
全体用地費(B)	18.1億円	用買進捗率(E/B)	80.66%						
全体工事費(C)	25.6億円	工事進捗率(F/C)	67.20%						
全体計画	延長2,845m 面積9.36k㎡	供用延長・整備率等	1,973m 69.35%						
全体(変更後)		R1(H31)年度							
事業着手年度	平成元年度	R1(H31)迄 事業費(D)	31.8億円						
用地買取着手年度	平成元年度	R1(H31)迄 用地費(E)	14.6億円						
工事着手年度	平成3年度	R1(H31)迄 工事費(F)	17.2億円						
完了予定年度	令和8年度								
全体事業費(A)	43.7億円	全体進捗率(D/A)	72.80%						
全体用地費(B)	18.1億円	用買進捗率(E/B)	80.66%						
全体工事費(C)	25.6億円	工事進捗率(F/C)	67.20%						
全体計画	延長2,845m 面積9.36k㎡	供用延長・整備率等	1,973m 69.35%						

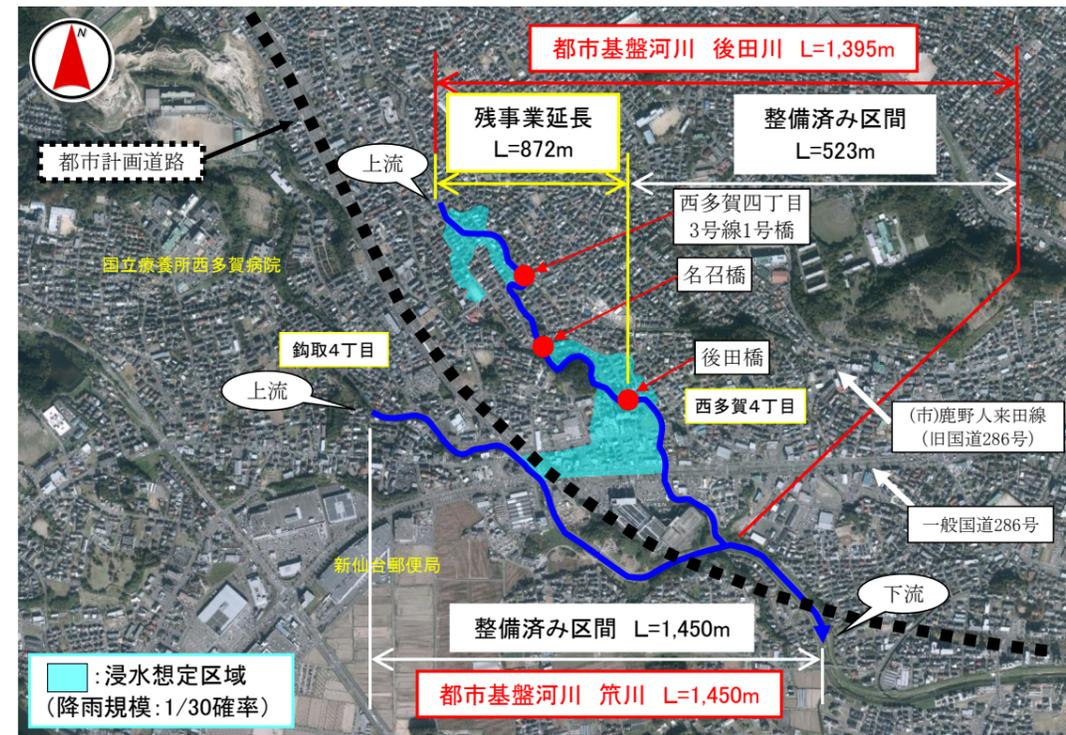
令和6年度 都市基盤河川改修事業 筑川上流 事業概要図

事業名 都市基盤河川改修事業 筑川上流

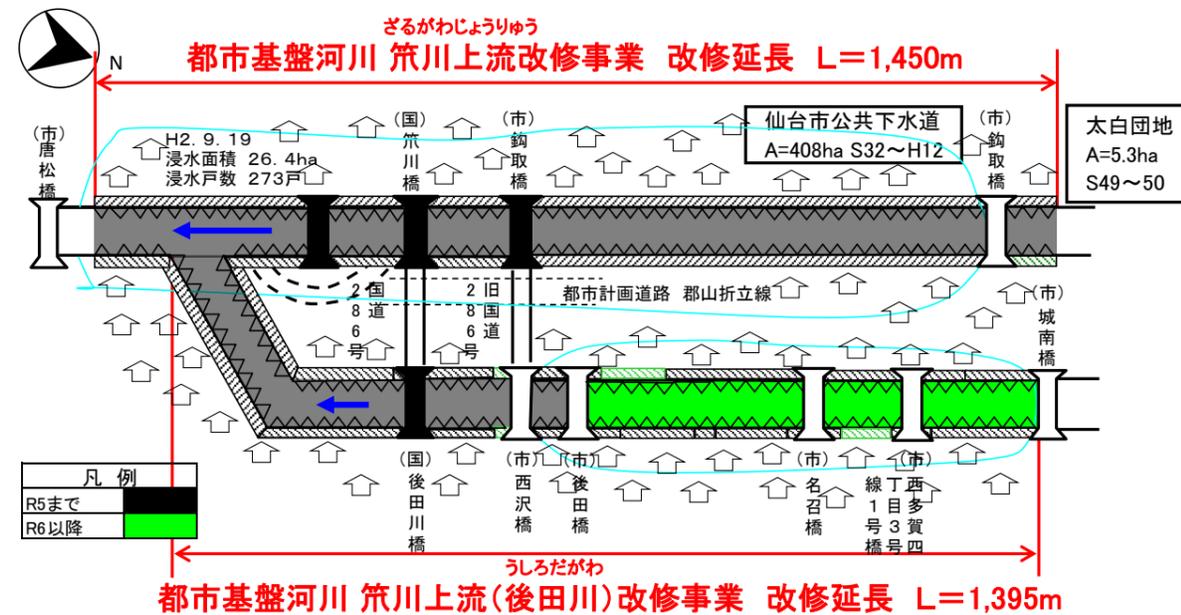
位置図



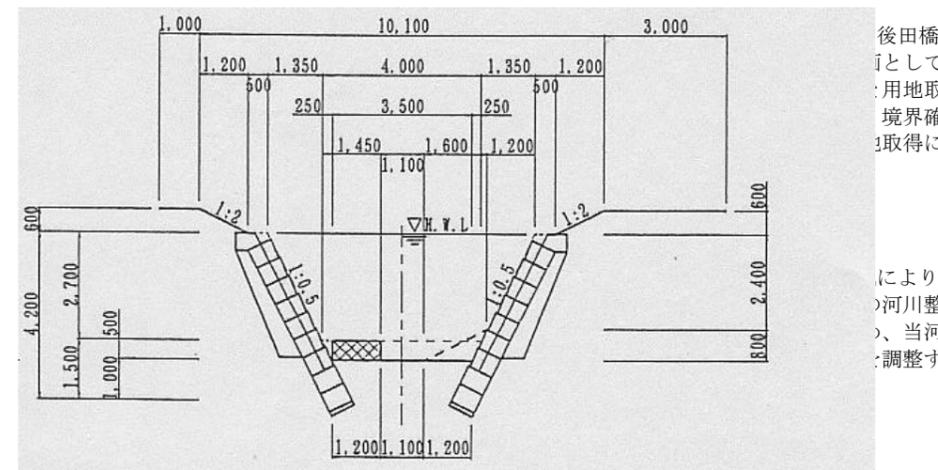
現在の状況



計画概要図



標準横断面図 (後田川)



令和6年度 再評価対象事業の問題点等（河川事業）

事業名 都市基盤河川改修事業 筑川上流

これまでの主な事業経過	事業の遅延理由(問題点)等		問題解決までの経過		当面の課題(問題点)等		問題への対応及び今後の見通し	
	処 理 済	平成21年度	今 後	平成21年度	今 後	平成21年度	そ の 他	
<p>一級河川名取川水系筑川上流は、平成元年より都市基盤河川として改修事業を進めている。</p> <p>総事業費:43.7億円 改修延長:2,845m</p> <p>・平成26年度に、都市計画道路の整備に併せ筑川の鈎取橋の改築工事が完了している。</p> <p>・現在、筑川は全区間1,450mと後田川は筑川との合流部から上流の後田橋までの区間523mが完成しており、治水安全度(1/30)が確保されている。</p> <p>※1/30 :毎年1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/30(3.3%)である。</p>	公共事業費の大幅な削減に伴い、都市基盤河川改修の補助事業費が、平成15年度と比較して平成19年度は1/10になっている。このことが本事業の遅延の最大の理由である。	当該事業は筑川と2河川で進めており、限られた予算で事業進捗と効果を上げるため、年度ごとに2河川で優先順位を決め、予算を配分しながら事業展開を図ってきた。	公共事業費の大幅な削減が、事業の進捗に大きな影響を及ぼしている。	河川整備が遅れることによって、守るべき財産(人命、家屋等)が危険にさらされることから、事業の重要性を訴え、予算の確保を関係機関にはたらきかける。	環境に配慮した多自然型川づくりを実施している。			
	・筑川の鈎取橋の改築が、都市計画道路の整備と同時施工となるため、その協議に時間を要し事業の進捗が大幅に遅れた。	・平成18年度に都市計画道路の交差点協議が成立し、平成23年度までに鈎取橋の改築が完了する見通しとなった。	・地権者の理解が得られるよう、過去に宮城県が施工した河川改修工事及び道路改良工事の資料や情報を整理し、それらを提示したうえで交渉を続け、土地境界を確定する。	・地元に対し、事業の趣旨について十分な説明を行い理解を求めるとともに、事業用地の取得において権利者の移転(買収)後の居住や事業活動が支障なく継続できるように努める。				
	・事業地沿線が住宅密集地であるため、事業用地を取得する際、代替地や代替施設の確保が一層困難になってきた。	・平成18年度末に後田川の西沢橋上流部の用地及び物件移転補償の契約が成立し、平成19年中に用地の引渡しを受ける見通しになった。	・一部の区間において民有地と河川敷及び道路敷との土地境界が不明である。市が提示した道路敷との境界に難色を示しており、お互いに折り合いがつかない。また、宮城県が管理している河川敷についても同様の結果になっている。	・地権者の理解が得られるよう、過去に宮城県が施工した河川改修工事及び道路改良工事の資料や情報を整理し、それらを提示したうえで交渉を続け、土地境界を確定する。				
	処 理 済	平成26年度	今 後	平成26年度	そ の 他			
	東日本大震災による復興事業を最優先させるため、都市基盤河川改修事業を縮小したため、事業の進捗が遅れた。	当該事業は高野川と2河川で進めており、限られた予算で事業進捗と効果を上げるため、年度ごとに2河川で優先順位を決め、予算を配分しながら事業展開を図ってきた。	一部の区間において民有地と河川敷及び道路敷との土地境界が不明である。市が提示した道路敷との境界に難色を示しており、お互いに折り合いがつかない。また、宮城県が管理している河川敷についても同様の結果になっている。	地権者の理解が得られるよう、過去に宮城県が施工した河川改修工事及び道路改良工事の資料や情報を整理し、それらを提示したうえで交渉を続け、土地境界を確定する。	環境に配慮した多自然川づくりを実施している。			
筑川の鈎取橋の改築が、都市計画道路の整備と同時施工となるため、その協議に時間を要し事業の進捗が大幅に遅れた。	平成18年度に都市計画道路の交差点協議が成立し、平成26年度中に鈎取橋の改築が完了予定である。							
住宅密集地における用地買収及び物件移転交渉に時間を要するため、事業用地の確保が難しい。	地権者に対し、事業の趣旨について十分な説明を行い合意を得ることができ、平成26年度中に引き渡しを受ける見通しである。							
処 理 済	令和元年度	今 後	令和元年度	そ の 他				
東日本大震災による復興事業、及び平成27年9月の関東・東北豪雨にかかる災害復旧事業を最優先させるため、河川改修事業を縮小したことから、事業の進捗が遅れた。	令和元年度で災害復旧事業が完了する予定となった。	一部の区間において民有地と河川敷及び道路敷との土地境界が不明である。市が提示した道路敷との境界に難色を示しており、お互いに折り合いがつかない。また、宮城県が管理している河川敷についても同様の結果になっている。	地権者の理解が得られるよう、過去に宮城県が施工した河川改修工事及び道路改良工事の資料や情報を整理し、それらを提示したうえで交渉を続け、土地境界を確定する。	環境に配慮した多自然川づくりを実施している。				
		未改修区間において、河川施設の老朽化が進行している。	大雨時の被災防止(事前防災)の観点から、老朽化の著しい区間の河川施設の改修を進める。					
令和6年度	令和6年度	令和6年度	令和6年度	そ の 他				
完了区間直近上流の後田橋より順に整備を行う計画としていたため、関係地権者と用地取得交渉を進めていたが、境界確定が著しく難航し、用地取得に至らなかった。また上記に加えて、令和元年東日本台風により大きな被害を受けた他の河川整備を優先的に進めるため、当河川改修工事の着手時期を調整する必要が生じた。	後田橋付近の用地取得にはさらに大幅な時間を要することが想定されたため、計画の一部見直しにより、さらに上流部の仮設道路設置等に必要となる、優先度の高い箇所での用地取得を進める方針に変更し、当該箇所の用地取得を完了した。 工事については、令和元年東日本台風関係の工事を優先的に進めることとし、後田川工区においては、工事着手に向けた用地交渉を丁寧かつ計画的に行う等、用地取得業務を進めることとした。	後田橋付近の用地境界に問題があり、境界確定に至っていない箇所や相続登記が未了の土地もあることから、河川改修が困難となっている。	引き続き、関係地権者と粘り強く用地交渉を進め、境界確定及び用地取得を完了させる。	環境に配慮した多自然川づくりを実施している。				

事業に及ぼした影響とその対応（河川事業）

事業名 都市基盤河川改修事業 筑川上流

事業進捗(スケジュール)や事業費への影響の内容	影響を及ぼす要因の発生状況	影響(経緯)及びその度合	対 応	知 見 等	そ の 他
平成21年度					
<ul style="list-style-type: none"> ・河川改修の進捗 ・予算の削減 ・用地取得の進捗 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 筑川において都市計画道路との協議・調整に期間を要した。 2. 河川の事業費が減少している。 3. 後田川において用地取得及び境界確定に期間を要している。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 都市計画道路との協議・調整に期間を要したため、事業進捗が大幅に遅れた。 2. 平成15年度から急激に河川の事業費が落ち込んだことから、河川改修の進捗に影響がでた。 3. 市街地における、用地・補償の交渉にあたっては、地権者の条件に配慮しながら行っていること、また、境界確定においては、各種情報の整理も必要なことから遅れが生じている。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成18年度に都市計画道路の交差点協議が成立したため平成23年度までに、筑川の鈎取橋改築完了の見通しがついた。 2. 筑川と高野川の両河川の改修内容の違いや、用地取得の進捗状況を見据え、効率的な予算の配分をしながら進めていく。 3. 平成18年度に後田川の西沢橋上流部の用地・補償等の契約が成立し、平成19には物件移転が完了し、事業用地が確保できる予定である。また、一部区間の境界を確定する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業着手まで時間を要する場合は地元に対し、再度、事業についての説明会等を実施し、河川改修の必要性や重要性に理解と協力を得ていかなければならない。 2. 当該事業は筑川と高野川の両河川で進めており、早期に効果が発現できるように、予算の効率的配分を図る必要がある。 3. 速やかな事業用地の取得を行うためには、権利者の生活再建のための調査やきめ細かい配慮が不可欠である。 	
平成26年度					
<ul style="list-style-type: none"> ・河川改修の進捗 ・用地取得の進捗 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 東日本大震災 2. 後田川において用地取得及び境界確定に期間を要している。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 東日本大震災により、復興事業を優先させることから、河川改修の進捗に影響が出た。(平成23年度において事業を中止) 2. 市街地における、用地・補償の交渉にあたっては、地権者の条件に配慮しながら行っていること、また、境界確定においては、各種情報の整理も必要なことから遅れが生じている。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 筑川と高野川の両河川の改修内容の違いや、用地取得の進捗状況を見据え、効率的な予算の配分をしながら進めていく。 2. 地権者の理解が得られるよう、過去に実施した道路及び河川改修工事の資料や情報を整理し、それらを提示したうえで交渉を続け、土地境界を確定する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当該事業は筑川と高野川の両河川で進めており、早期に効果が発現できるように、予算の効率的配分を図る必要がある。 2. 速やかな事業用地の取得を行うためには、権利者の生活再建のための調査やきめ細かい配慮が不可欠である。 	
令和元(平成31)年度					
<ul style="list-style-type: none"> ・河川改修の進捗 ・用地取得の進捗 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 東日本大震災及び平成27年9月の関東・東北豪雨災害 2. 後田川において用地取得及び境界確定に期間を要している。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 東日本大震災及び平成27年の豪雨災害により、復興・復旧事業を優先させたことから、河川改修の進捗に影響が出た。 2. 市街地における、用地・補償の交渉にあたっては、地権者の条件に配慮しながら行っていること、また、境界確定においては、各種情報の整理も必要なことから事業に遅れが生じている。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和元年度で災害復旧事業が完了する予定であることから、引き続き改修事業を進めていく。 2. 地権者の理解が得られるよう、過去に実施した道路及び河川改修工事の資料や情報を整理し、それらを提示したうえで交渉を続け、土地境界を確定する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地元に対し事業についての説明会等を実施し、河川改修の必要性や重要性に理解と協力を得ていかなければならない。 2. 速やかな事業用地の取得を行うためには、権利者の生活再建のための調査や、きめ細かい配慮が不可欠である。 	
令和6年度					
<ul style="list-style-type: none"> ・用地取得の進捗 ・河川改修の進捗 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 後田川において土地境界確定未了箇所及び用地取得未了箇所がある。 2. 令和元年東日本台風により市管理河川に被害が発生した。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土地境界確定作業に所要の時間を要したこと、また、河川改修に伴う用地取得に際して相続登記がなされていない土地や交渉が難航している用地もあり、事業期間等計画の大幅な見直しが生じた。 2. 令和元年東日本台風により大きな被害を受けた他の河川の災害復旧等を優先的に進めるため、後田川工区について事業を調整する必要が生じた。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土地境界に関する各種情報を整理し、地権者と適切かつ丁寧な用地交渉を継続し、土地境界を確定する。また、相続登記が未了となっている土地の手続きについては、粘り強く地権者に依頼する等、引き続き、着実な用地取得を進める。 2. 令和元年東日本台風で被災した河川の整備を優先的に進めることとし、当河川においては、工事着手に向けた未取得用地の境界確定や交渉を計画的に行う等、用地取得業務を先行する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 速やかな事業用地の取得を行うため、関係地権者と途切れない、粘り強い用地交渉を進めることが重要である。 2. 優先して進める他の河川改修事業の進捗状況等を踏まえ、後田川工区の工事着手に向けては、各事業間調整により所要の事業費を確保する必要がある。 	

令和6年度再評価対象事業の経過報告（河川事業）

番号	事業名	事業の目的・内容	事業の進捗状況				問題点と対応状況		その他					
			全体		H14年度(再評価時)		令和6年度の問題点	問題点への対応状況						
都市基盤河川改修事業 筑川上流		【事業の目的】 当事業は、現況において流下能力不足及び河川が蛇行している区間の改修を進め、30年に1度の割合で発生する洪水に対処できる治水安全度を確保して、沿川宅地の浸水被害を解消することを目的とする。 【事業の内容】 改修延長:L=2,845m 治水安全度:1/30	事業着手年度	平成元年度	H14迄事業費(D)	29.3億円	1. 完了区間直近上流の後田橋より順に整備を行う計画としていたため、関係地権者と用地取得交渉を進めていたが、境界確定が著しく難航し、用地取得に至らなかった。 2. 令和元年東日本台風により大きな被害を受けた他の河川整備を優先的に進めるため、当河川改修工事の着手時期を調整する必要が生じた。	1. 後田橋付近の用地取得にはさらに大幅な時間を要することが想定されたため、計画の一部見直しにより、さらに上流部の仮設道路設置等に必要となる、優先度の高い箇所の用地取得を進める方針に変更し、当該箇所の用地取得を完了した。 2. 工事については、令和元年東日本台風関係の工事を優先的に進めることとし、後田川工区においては、工事着手に向けた用地交渉を丁寧かつ計画的に行う等、用地取得業務を進めることとした。						
			用地買収着手年度	平成元年度	H14迄用地費(E)	13.0億円								
			工事着手年度	平成3年度	H14迄工事費(F)	13.7億円								
			完了予定年度	平成17年度										
			全体事業費(A)	39億円	全体進捗率(D/A)	75.10%								
			全体用地費(B)	18億円	用買進捗率(E/B)	72.20%								
			全体工事費(C)	18.1億円	工事進捗率(F/C)	75.70%								
			全体計画	延長2,845m 面積9.36k㎡	供用延長・整備率等	1,868m 65.70%								
			事業計画等の変更 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (変更内容)		全体(変更後)					H19年度				
			事業着手年度	平成元年度	R19迄事業費(D)	30.8億円								
		用地買収着手年度	平成元年度	R19迄用地費(E)	14.4億円									
		工事着手年度	平成3年度	R19迄工事費(F)	16.4億円									
		完了予定年度	平成38年度											
		全体事業費(A)	43.7億円	全体進捗率(D/A)	70.30%									
		全体用地費(B)	18.1億円	用買進捗率(E/B)	79.40%									
		全体工事費(C)	25.6億円	工事進捗率(F/C)	63.90%									
		全体計画	延長2,845m 面積9.36k㎡	供用延長・整備率等	1,870m 65.70%									
		事業計画等の変更 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (変更内容)		全体(変更後)		H26年度								
		事業着手年度	平成元年度	H26迄事業費(D)	31.7億円									
		用地買収着手年度	平成元年度	H26迄用地費(E)	14.6億円									
		工事着手年度	平成3年度	H26迄工事費(F)	17.1億円									
		完了予定年度	平成38年度											
		全体事業費(A)	43.7億円	全体進捗率(D/A)	72.54%									
		全体用地費(B)	18.1億円	用買進捗率(E/B)	80.66%									
全体工事費(C)	25.6億円	工事進捗率(F/C)	66.80%											
全体計画	延長2,845m 面積9.36k㎡	供用延長・整備率等	1,893m 66.54%											
事業計画等の変更 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (変更内容)		全体(変更後)		R1(H31)年度										
事業着手年度	平成元年度	R1(H31)迄事業費(D)	31.8億円											
用地買収着手年度	平成元年度	R1(H31)迄用地費(E)	14.6億円											
工事着手年度	平成3年度	R1(H31)迄工事費(F)	17.2億円											
完了予定年度	令和8年度													
全体事業費(A)	43.7億円	全体進捗率(D/A)	72.80%											
全体用地費(B)	18.1億円	用買進捗率(E/B)	80.66%											
全体工事費(C)	25.6億円	工事進捗率(F/C)	67.20%											
全体計画	延長2,845m 面積9.36k㎡	供用延長・整備率等	1,973m 69.30%											

